# ご案内

第六次環境基本計画の策定のため、2023年5月29日に中央環境審議会に環境大臣の諮問が行われ、同日から同審議会総合政策部会において鋭意審議が進められています。

当学会では、次期環境基本計画に盛り込む必要があると考える事項について提言を行うため、タスクホースを設置(小林正明委員長他9名)し、鋭意検討を行って来ましたが、7月27日に「第六次環境基本計画への提言」と題する提言書を取りまとめました。

本学会からの提言が中央環境審議会総合政策部会の計画策定に向けた審議に活かされるよう、8月2日に高村ゆかり総合政策部会長に提言書を手交しました。

学会員の皆様に、本提言書についてご承知いただきますようご案内します。

2023年8月2日環境アセスメント学会会長藤田八暉

# 第六次環境基本計画への提言

中央環境審議会総合政策部会長 高村ゆかり殿

環境アセスメント学会会長 藤田八暉

第六次環境基本計画の作成に向けて中央環境審議会総合政策部会において鋭意審議が進められているところでありますが、当学会として次期環境基本計画に盛り込む必要があると考える事項について検討を行い、次のとおり取りまとめました。

本とりまとめが、総合政策部会の中間とりまとめの作成に活かされるよう取り急ぎ提言します。

### (背景)

- 今日、巨大化した経済活動に起因する環境の危機を認識して、すべての人間活動の基盤である自然資本の保全と持続可能な利用を目指すことが求められている。持続可能な社会づくりのためには、環境の側面からも、経済・社会の側面からも持続可能であることが必要であり、環境・経済・社会の統合的向上を図ることが課題となっている。その際、カーボンニュートラル(炭素中立)、ネイチャーポジティブ(自然再興)、サーキュラーエコノミー(循環経済)という環境政策の3つの重点分野を同時に達成していくことが重要である。
- 環境・資源というストックの部門は、経済活動というフローに対する制約的・付加的な側面として認識されがちであった。今後は、自然資本こそが社会経済活動の基盤であることを認識し、自然資本の価値を評価して持続可能な形での利用と自然再興を進めることにより、炭素中立を可能とし、さらに循環経済へと誘導する、持続可能な社会を目指す取り組みこそが、国民の幸せ、すなわち well-being を増やしていくことに貢献する。
- 上記の課題に対応するためには、行政側の体制をニーズに応じて強化していくだけでなく、 民間が行う環境分野の取り組みを、積極的に公的なサービスに位置づけて連携して進めてい くことも必要である。

#### 1. 環境アセスメントの機能

- 環境アセスメントは、政策・計画・事業の段階・熟度に応じて、あらかじめ基盤となる環境への影響の内容、程度や環境保全への対応の内容、具体策について、科学的知見をもとに、様々な関係者から情報収集を図り、政策・計画・事業に、これらを組み込んだ科学的、合理的な意思決定を支援するシステムである。
- さらに、様々な政策・計画・事業の実施に当たって、公的事業のみならず民間事業も含めて、意思決定前に、環境影響の程度や環境保全対策についての情報を適切な時点・内容で社

会に提供して情報交流しつつ、環境への影響を調べ、それへの対策を政策・計画・事業の意思決定に組み込んでいくことは、手続きとしての透明性と適正さを確保するとともに、様々な関係者の安心や信頼を得ることにつながり、社会的な合意形成にも資することになる。

○ 環境アセスメントは、こうした二つの機能により、持続可能な社会づくりを支える基盤的 ツールである。

#### 2. 環境アセスメントに関する制度の拡充強化

- (1)遅れをとっている戦略的環境アセスメントの制度化
- 我が国の環境影響評価法の法制化は 1997 年と大きく遅れをとった。これは、事業実施段階のものであった。政策や上位の計画の策定に際して環境配慮の取り組みを意思決定に統合化する手段として「戦略的環境アセスメント」(Strategic Environmental Assessment、以下「SEA」という)がある。環境保全に配慮した環境・経済・社会の統合的向上のためには、透明性と適正性を確保し、科学的、社会的な意思決定を進めることが必要であり、SEAはこれを担保するシステムとして必須であるが、わが国では、未だ体系的な制度としては整備されておらず、活用の先行例も限られている。1997 年の環境影響評価法案に対する附帯決議、さらに、2011 年の改正環境影響評価法案の附帯決議においてもSEAの制度化がうたわれていたが、いまだ実現していない。既にほとんどの OECD 諸国やアジア各国も制度化しており、この分野での進展が急務である。
- 環境基本法第 19 条は、「国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない」と定めている。この規定は、SEAの必要性や意義を明らかにするものと考えられ、この規定を根拠に、持続可能な社会の形成に向けて、より上位の政策・計画段階の意思決定に対してSEAを実施し、環境保全に配慮した環境・経済・社会の統合的向上に貢献する仕組みの制度化が必要である。
- (2) 風力発電に関する環境影響評価の制度化
- 現在、新たな洋上風力発電に係る最適な環境影響評価制度について検討が進んでいる。洋 上風力発電事業が見込まれる区域について、環境省が重大な影響の回避・低減のため環境配 慮が必要な事項を選定し、その影響について、予測・評価を実施し取りまとめる等の仕組み を導入する方向で議論が進んでいる。
- また、陸上風力発電に関しても、風力発電は規模にかかわらず立地場所の特性による環境 影響が懸念される場合があることから、風力発電の円滑な立地の促進のためには、地域にお ける合意形成に対する配慮が肝要である。事業が進まないリスクを未然に回避するよう、適 正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点から所要の措置を講ずる ことが必要であり、より幅広なスクリーニングの導入と簡易かつ効果的な環境影響評価手続 の導入が課題とされている。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、風力発電の導入の円滑化を図ることと、風力

発電事業の実施に当たり、関係者と十分なコミュニケーションを図った上で、適正な環境配慮が確保された事業計画とすることを担保するため、洋上風力発電に関しても、陸上風力発電に関しても、適切な環境影響評価制度を構築することが必要である。その際には、例えば洋上は環境情報等に関して不確実性が高いことから、これまでの環境アセスメントの事前チェックという考え方に止まらずに、事後のモニタリングの重要性および順応的管理が有効であることも重視すべきである。

(3) 国連公海条約の批准に向けた環境アセスメント法制の整備

国連公海条約(「各国領海を超えた海域での生物多様性の保全と持続可能な利用に関する海洋法国連条約」)案が 2023 年 6 月 19 日に採択された。同条約は、公海において、海洋環境に重大な汚染や負の影響を及ぼすおそれのある活動を行おうとする場合には、事前にステークホルダーが参画するプロセスにより、環境アセスメントを実施して公表することが定められた。国際的な責務の履行の観点から、国連公海条約の批准に向け、環境アセスメントに関する法制の整備を急ぐ必要がある。

- (4) 持続可能性アセスメントの導入
- 持続可能性アセスメントは、現在および将来の地球上のあらゆる人が健康で文化的な生活を営むことのできる健全な環境(気候変動、生物多様性、資源循環など)と社会基盤(社会資本の各種機能への影響に加え、コミュニティーや歴史・文化を含む社会関係資本の全体)を保全・回復・創出することにより、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的であることを確保するためのシステムを指す。
- 東京オリンピック・パラリンピックの実施に当たっては、持続可能性アセスメントの考え 方が取り入れられた形で環境アセスメントが行われた。また、2015 年ミラノ国際博覧会でも 持続可能性アセスメントが実施された。環境・経済・社会のあらゆる側面に正負のインパク トをもたらす事業については、これらのインパクトを事前に把握して適切に管理し、環境と 社会をよりよくしていくことが重要である。これらを踏まえ、当学会では、2021 年 3 月、 「2025 年日本国際博覧会における持続可能性アセスメントの実施について」の要請文(※1) を関係者に提出した。
  - http://www.jsia.net/0\_news/news/news\_210312.html
- 環境・経済・社会の統合的向上を図り、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーという環境政策を同時に達成するためには、持続可能性アセスメントの考え方を基盤的ツールとして活用する方策の検討が必要である。具体的には、様々な政策・計画・事業の意思決定プロセスの中で、持続可能性との重要な関わりを特定し、扱う情報を整理し、評価項目と評価手法を選定し、関係者を巻き込み、実行段階で点検と改善を行う仕組みの導入を検討すべきである。
- (5) スモールアセスメントの導入
- スモールアセスメント、あるいは、簡易アセスメントとは、事業規模にかかわらず簡易な

形で環境アセスメントを実施するもので、手順、項目は柔軟にして、幅広い事業に環境配慮の組み込みを促す仕組みを構築することである。この手法を広範に適用すれば、事業者の情報公開が進み、ステークホルダーとのコミュニケーションに有効である。カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーを統合的に解決するうえで、公共主体だけでなく、民間事業者への導入が有効と考えられる。民間事業者が ESG 経営へのアピールにも使えるようなインセンティブ付与もあわせ検討することが望ましい。

### (6) エリア対応アセスメントの導入

- 一定のエリアを対象に、複数事業を組み合わせて一体として環境アセスメントを実施する考え方が重要である。複合影響や累積影響への対応が可能になる他、エリアの自然資本の包括管理のツールともなる。グリーンインフラや OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)と連携することで、エリアの価値を高める手段となりうる。複数主体による地域の環境管理への貢献となることが期待できる。その際、民間事業において、環境アセスメントによる環境保全措置を地域全体への環境配慮と一体的に評価・認証する取り組みを促進し、OECM の設定・管理へとつながっていくことも重要である。
- 実施主体の特定や技術手法の開発が課題であるが、地域のさまざまな計画との連動や異なる主体間の連携が有効と考えられる。このためにも、地域環境情報の体系的整備と土地利用 適性評価の取り組みが必要と考えられる。

#### 3. 環境情報の収集と活用

#### (1)環境情報の収集と活用

○ 様々な主体が持つ環境情報を効果的・効率的に収集集約し、それを各種の政策・計画・事業に活用するという考え方が重要である。環境アセスメントのシステムは、環境情報の収集と活用のツールとして活用が可能である。これら情報はデジタル化し、DXの中で活用を図ることも重要である。

#### (2)環境アセスメント図書の制度的な公開

- 環境アセスメント図書を継続的に公開する仕組みができれば、これらを共有、活用し、環境アセスメントがより効果的に有効性を発揮するとともに、幅広い関係者に活用してもらうことを可能とする。この観点から、当学会では、2023年4月に、関係大臣あてに「環境アセスメント図書の制度的公開について」を提言した(※2)。また、令和4年度「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」においても、環境アセスメント図書の継続的公開の徹底等が喫緊の課題として挙げられている。
- 環境アセスメント図書の継続的な公開のため、公開の位置付けや公開の主体と方法等を明確にする制度的措置が必要であり、このため、環境アセスメント図書の制度的公開のための措置を環境影響評価法の見直しの重要な柱の一つとして、急ぎ検討、実施されるべきである。
  - \* 2 http://www.jsia.net/3\_activity/proposal/230508\_proposal.html

- (3) 環境影響評価情報センター(仮称)の設立
- 上記3.(2)の提言(※2)で指摘したところであるが、アセス図書の収集と電磁化、インターネットでの公開、公文書館への移管等の業務を行う上で、環境省に環境影響評価情報センター(仮称)のような組織を置くことが有効と考えられ、その設立を図る必要がある。多くの関係者が関わることから、この点についても、環境影響評価法に権能(または機能)と位置付けを明確化することが望ましい。
- 2.(2)の新たな洋上風力発電に係る最適な環境影響評価制度では、環境省による環境影響の調査予測の実施(いわゆるセントラル方式)が想定されているが、収集された情報の提供・活用体制の構築の上でも、環境アセスメント情報センター(仮称)のような組織の設立が有効である。

## (4) 国際的な連携

○ 国内の環境アセスメントに係る情報や技術は、アジアを中心とする地域における技術の向上等にも有効である。国際的な連携を推進するとともに、その成果を国内のアセスメントシステムの改善にも生かす取り組みが重要である。

### 4. 環境影響評価法手続きの適正化

- (1) 環境影響評価その他の手続きの再実施
- 環境影響評価法第32条では、環境影響評価手続が既に行われた対象事業について、それが 長期間未着工である場合には、事業者がこの法律による手続を実施できるとされているが、 その規定を見直し、地域の環境管理の責務を負っている都道府県知事、市町村長などが環境 影響評価その他の手続きの再実施を求められるように同法の改正を検討する必要がある。
- (2) 環境影響評価手続に関する争訟システムの整備
- 環境影響評価手続に関する争訟システムについては、前回環境影響評価法改正時の積み残し事案であり、国際的には環境という公益を保護するための司法アクセスの保障が進んでいることも踏まえて、我が国における法整備について検討を進める必要がある。

#### 5. おわりに

- 2012 年の改正環境影響評価法施行から 10 年が過ぎ、新たな制度改正の時期が近づいている。制度改正の検討に当たっては、上記で掲げた課題に関しても検討点に加え、現行環境影響評価法だけにとらわれない幅広い観点で検討されることを要望する。
- 法制化の検討に当たっては、環境アセスメントの技術手法についても併せて検討を進める ことが重要である。